

2.4 海岸の現況特性の総括

大村湾沿岸の現況特性を「海岸の防護」「環境の整備と保全」「公衆の適正な利用」の3つの観点から整理すると、次のようにまとめられる。

(1) 海岸の防護に係る現況特性

大村湾は、長崎県本土のほぼ中央部に位置し、南北約25km、東西約12kmの海岸延長約313kmの海湾である。湾口は北西部に位置し、針尾瀬戸及び早岐瀬戸の狭小な2箇所でのみ佐世保湾を経て東シナ海に通じる非常に閉鎖的な内海であり、波静かな水域である。他の沿岸に比べ設計高潮位が低く、外洋波が直接進入することができないため、天端高は低い。

大村湾西岸は山付海岸が多く、国道などの社会基盤設備や住宅は入り江の湾奥に集中している。また、湾東部や南部は低平地が多く、背後地に国道、鉄道などの社会基盤施設が線的に集積しており整備が進められてきた。さらに、諫早市などで住宅や工場が海岸線の背後地に建設されるようになり、護岸の整備が進められている。

(2) 環境の整備と保全に係る現況特性

当沿岸域は地形並びに背後地の土地利用により、防護に重点を置いた人工的な海岸の整備が進められてきた。しかしながら、一方で自然海岸や藻場なども多く残り、大村湾県立公園に指定された自然景観にも恵まれた海岸である。

特に、大村湾西岸の変化に富んだアーチ式海岸と穏やかな紺碧の海に浮かぶ小島や針尾瀬戸等の渦潮は、当沿岸独特の海岸景観を形成しており、一部は大村湾県立公園に指定されている。また、大崎半島と箕島ではカブトガニの生息が確認されている。

水質環境においては、大村湾は閉鎖的な海域であることから、湾口から湾奥へ進むに従い、湾内水は停滞ぎみになり、海底堆積物の増加による貧酸素水塊が形成され、赤潮を誘起する原因となっている。また、沿岸人口の増加による陸域からの汚濁負荷も多くなり、水質環境基準を超過していることから、漁場環境の低下が懸念されている。

(3) 公衆の適正な利用に係る現況特性

当沿岸域は海岸線沿いに国道や鉄道、空港などの社会基盤施設が整備され、その周囲に住宅、漁港、港湾及び農地などの生活・生産活動の場が混在して形成されるなど、古くから陸と海は密接な関係にある。しかしながら、水辺とのふれあいの場や自然資源を生かした整備は拠点的な整備にとどまっている。

湾内は長崎空港を起点として時津、ハウステンボスとを結ぶ高速船が就航し、湾内をむすぶ海上交通・観光ルートが形成されている。

本沿岸の漁港は全て第一種漁港であり、小型底曳網漁業や真珠養殖など内湾なら

ではの漁業が行われ、南部の背後地ではミカン等の栽培が盛んに行われている。

主な観光資源としては、オランダの古い建物や街並みを再現したハウステンボスや湾口の西海橋や湾西岸部のリゾート・レクリエーション施設などが挙げられる。

長与町、時津町、長崎市などではペーロン大会が毎年開催されている。

3. 海岸の防護に関する事項

3.1 防護の目標

高潮に対しては、過去の台風等により発生した高潮の記録に基づく既往の最大潮位に、適切に推算した波浪の影響を加え、これらに対し高潮被害を受けないことを目標とする。

また、侵食に対しては、「現汀線の維持」を原則とするが、砂浜による消波機能を考慮した面的防護を必要とする場合や、侵食が著しく景観や海岸利用の復活を必要とする海岸は、「汀線の回復」を図ることとする。

大村湾沿岸における防護水準は、次表のとおりとする。

表-2.4 防護水準

市町村名	防護水準		侵食	
	高潮・越波			
	潮位 (設計高潮位)	波浪		
佐世保市				
川棚町				
東彼杵町				
大村市				
諫早市	T. P. +0.95m	適切に推算した 沖波推算値	現状の汀線維持を原 則とし、必要に応じて 汀線の回復	
長与町				
時津町				
長崎市				
西海市				

3.2 防護に関する施策

「2.4 海岸の現況特性の総括 (1) 海岸の防護に係る現況特性」を踏まえて、海岸の防護に関する以下の施策を講ずる。

〔高潮・越波対策〕

海岸沿いに埋め立てによる宅地開発が進み、また主要道路が走るため、波浪による施設被害、越波被害が発生する海岸については、堤防、護岸、消波工等の設置を行う。

なお、防護水準を越える高潮・波浪に対しては、関係機関と連携し、警戒・避難体制整備や場所の周知、情報の提供等のソフト対策により被害の軽減に努める。

〔砂礫浜侵食対策〕

侵食が進行している砂礫浜海岸にあっては、高潮・波浪に対してその海岸が有する防護機能を保持するため潜堤、離岸堤、養浜工等により砂礫浜の保全・回復を図る。

〔施設の老朽化対策〕

堤防・護岸等施設の老朽化が進んでいる海岸については、施設の機能の維持並びに回復を図る。

〔新技術の適用〕

これまで直立消波護岸等を適用してきたが、今後も環境・利用面とのバランスを図りながら、防護面に優れた有脚式離岸堤等の新技術の適用に努める。

〔海面上昇・異常海象への対応〕

地球温暖化等に伴う海面上昇や異常潮位等の異常海象については、情報の収集等を進めることとし、十分な注意を払うよう努める。

4. 海岸環境の整備及び保全に関する事項

4.1 海岸環境の整備及び保全に関する施策

「2.4 海岸の現況特性の総括 (2) 環境の整備と保全に係る現況特性」を踏まえて、海岸環境の整備及び保全に関する以下の施策を講ずる。

〔自然への配慮〕

海岸保全施設等の整備に当たっては、多様な生態系や美しい景観の保全を図り、必要に応じ、生物の生育等に配慮した構造の導入を図る。

特に、貴重種が確認されている海岸の整備にあたっては、専門家等の意見を聴き、十分な注意を払いながら海岸の保全に努める。また、その他の海岸においては、必要に応じ専門家等の意見を聞くものとする。

〔海岸環境保全活動〕

景観を著しく損なう、漂着・放置ゴミの問題に対して、県としては、長崎県総合計画、長崎県環境基本計画、長崎県廃棄物処理計画等に基づく対策を推進する。また、海岸管理者としては、地域住民の参加を促し、ボランティア団体等との連携を図りながら海岸環境の保全に努める。

〔藻場の保全〕

海洋性生物の生息、生育、産卵の場である藻場の保全を推進するよう「長崎県海の森づくり推進本部」などの関係機関との連携を図り、藻場の保全に努める。

〔水質保全対策〕

海域、流入河川、海水浴場の水質や沿岸域に生息する動植物等の海岸環境に関して、関係機関と連携を図り情報収集に努める。

〔新技術の適用〕

これまで海岸付近の自然環境を残すための潜堤等を適用してきたが、今後も防護・利用面とのバランスを図りながら、環境面に優れた水産協調型・環境配慮型ブロック等の新技術の適用に努める。

5. 海岸における公衆の適正な利用に関する事項

5.1 海岸における公衆の適正な利用に関する施策

「2.4 海岸の現況特性の総括 (3) 公衆の適正な利用に係る現況特性」を踏まえて、海岸における公衆の適正な利用に関する以下の施策を講ずる。

〔地域住民との連携〕

海岸を広く適切に活用し、レジャー・スポーツの振興、自然体験・学習活動の推進、健康の増進及び自然との共生の促進等のため、地域住民との連携を図る。

〔海岸利用時のマナー向上〕

自然環境への悪影響を及ぼさない海岸利用、マナーの向上等について関連機関との連携を図り、啓発活動を推進する。

〔利用者に配慮した施設計画〕

多くの人々は海や海岸を利用の場所と考えており、利用者の利便性や地域社会の生活環境の向上に配慮した施設計画を図る。特に、高齢者や障害者等が海辺に近づき、自然とふれあうことの出来る施設のバリアフリー化の推進を含めた、海辺へのアクセスの向上を目指した海岸整備の推進を図る。

〔生物保護のための車両乗入れ規制〕

砂浜に生息・生育する生物の保護を目的として、必要によっては海岸への車の乗り入れについて関係機関との連携を図り適正な規制を行う。

〔海岸の安全な管理〕

海岸利用の際に事故等が発生しないよう、海岸の安全な管理に努める。

〔新技術の適用〕

これまで緩傾斜護岸等を適用してきたが、今後も防護・環境面とのバランスを図りながら、利用面に優れた近自然型海浜安定化工法等の新技術の適用に努める。

第Ⅲ章 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項

1. ブロック毎の特性の明確化と保全の方向性

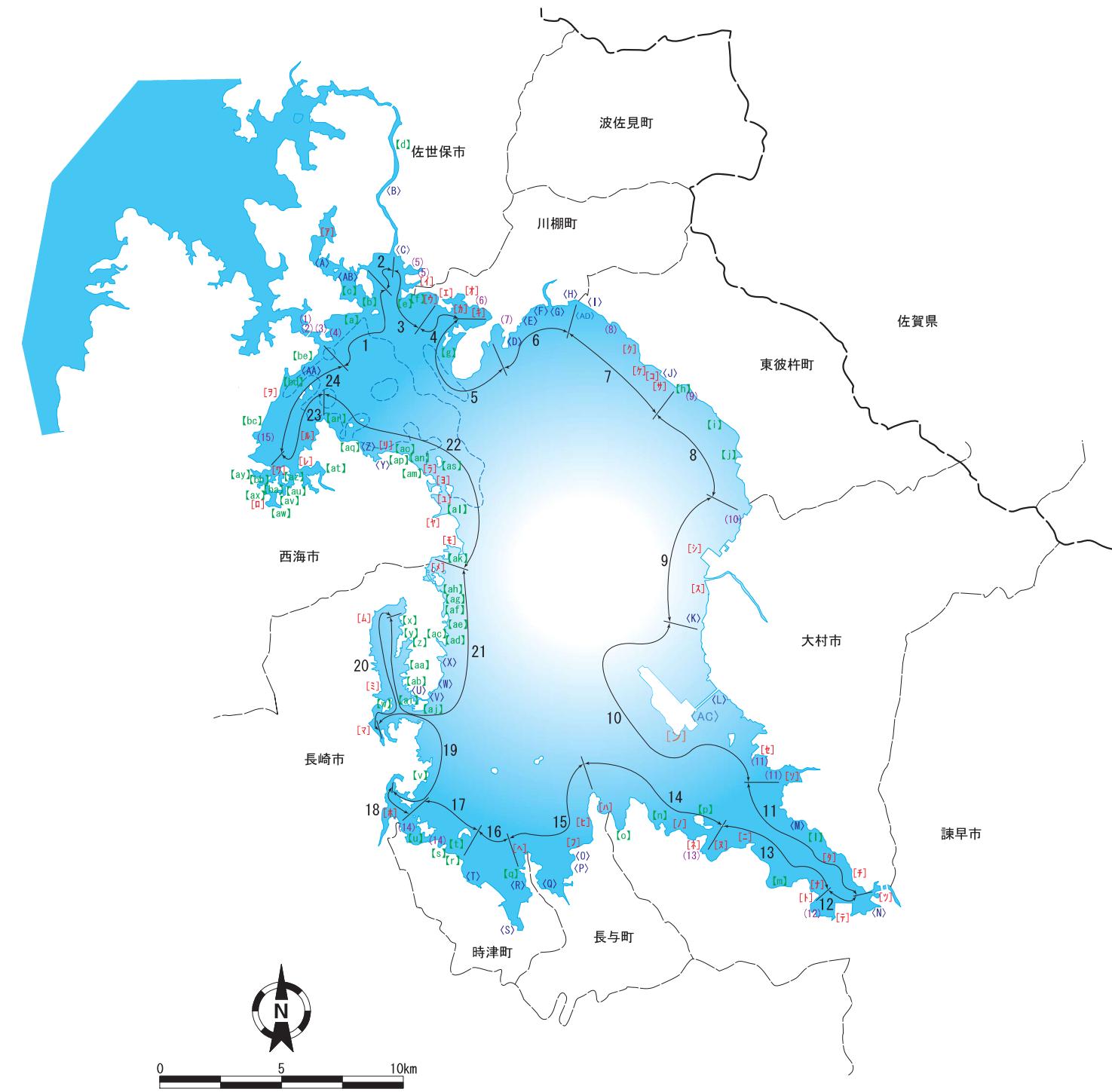
海岸保全基本方針では、「防護」「環境」「利用」の3つの調和がとれた総合的な海岸の保全を推進することとしている。そこで以下のように、ブロック区分毎に環境面・利用面について評価を行い、海岸の保全を進めるに際して、環境、利用面に配慮しながら必要な防護策を実施していくものとする。

1.1 海岸のブロック区分

大村湾沿岸は海岸線延長が約313kmと長く、区域によってそれぞれ異なった特徴を有することから、表-3.1および図-3.1に示すような自然的・社会的特性を考慮し、連続性・一体性のあるブロック区分を設定した。

表-3.1 ブロック分割

ブロック設定条件	内 容
①地形	岬と岬に挟まれた湾などの海岸線が連続していたり、海岸の方向や地形的条件が類似した区間
②背後地状況	市街地／山地といった背後地の地形や土地利用、社会条件が類似した区間
③海岸形状	浜／磯といった同系統の海岸形状である区間
④指定地域等	風致地区等の法的指定のかかった区間



※区域を廃止した海岸については『欠番』と表記した。

図-3.1 ブロック区分図

1.2 ブロック特性の評価と海岸保全に対する考え方

大村湾沿岸を分割した 24 つのブロックに対して、各ブロックで「海岸環境の整備及び保全」「海岸における公衆の適正な利用」の 2 つの観点のうち、どの特性を有しているのかを整理した。そのための評価指標、評価基準を表-3.2 に示す。なお、評価基準は次の 3 ランクに区分する。

- ◎ : 特に重要な項目
- : 考慮すべき項目
- △ : その他の項目

表-3.2 海岸の評価指標ならびに評価基準

項目		指 標	ランク	評 価 基 準
環境の整備と保全	生態系	貴重な植物 海岸林・鳥獣保護区 貴重な動物	◎	<ul style="list-style-type: none"> 特定植物群落が付近に分布する。 貴重な植物が多数分布する。 貴重な動物が多数分布する。
			○	<ul style="list-style-type: none"> 貴重な植物が分布する。 貴重な動物が分布する。 周辺が鳥獣保護区に指定され、海岸林・植生等が広く分布する。
			△	<ul style="list-style-type: none"> 貴重な植物が分布しない。 貴重な動物が分布しない。
	海岸景観	自然景観資源 景観地区指定等	◎	<ul style="list-style-type: none"> 海岸に関連した自然景観資源が存在する。 周辺が国立公園に指定されている。
			○	<ul style="list-style-type: none"> 周辺が国定公園、県立公園、風致地区に指定されている。
			△	<ul style="list-style-type: none"> 景観資源が特にない。
公衆の適正な利用	観光・レクリエーション	観光資源 レクリエーション施設 行祭事・イベント	◎	<ul style="list-style-type: none"> 集客力の高い観光資源がある。 集客力の高いレクリエーション施設がある。 海水浴場がある。 海辺で行祭事・イベントが開催されている。
			○	<ul style="list-style-type: none"> 観光資源がある。 レクリエーション施設がある。
			△	<ul style="list-style-type: none"> 観光資源もレクリエーション施設も特にない。
	漁業	漁港の種類 養殖場等の漁業施設	◎	<ul style="list-style-type: none"> 第2種、第3種、第4種、特定第3種漁港がある。 養殖場等の漁業施設が沿岸に多数ある。 大規模な第1種漁港がある。
			○	<ul style="list-style-type: none"> 第1種漁港がある。 養殖場等の漁業施設が沿岸にある。
			△	<ul style="list-style-type: none"> 漁港や漁業施設がない。
	港湾	港湾の種類	◎	<ul style="list-style-type: none"> 重要港湾がある。 乗降数・貨物量の多い地方港湾がある。
			○	<ul style="list-style-type: none"> 地方港湾、避難港、公告水域がある。
			△	<ul style="list-style-type: none"> 港湾区域、公告水域がない。
	背後地	市街地の有無 生活利用 教育利用	◎	<ul style="list-style-type: none"> 大規模な市街地が付近にある。 海岸で教育活動が行われている。 海岸の広い範囲で日常利用が行われている。
			○	<ul style="list-style-type: none"> 市街地が付近にある。 海岸で日常利用が行われている。
			△	<ul style="list-style-type: none"> 市街地もなく、利用も特にない。

上記基準のもと、ブロック毎の特性及び海岸保全に対する考え方を整理し、表-3.3 に示す。

なお、環境の整備と保全に対する総合評価は、生態系と海岸景観の項目のうち、良い方の評価とした。

また、公衆の適正な利用に対する各項目の評価は、各評価の評点を、◎：3 点、○：2 点、△：1 点とし、総合評価については、各評価の合計点数が 10～12 点を◎、7～9 点を○、4～6 点を△とし、総評点数により評価した。

表-3.3 ブロック毎の特性一覧表

地 区 名		1 江上浦、早岐港 (大島、江立)、錐崎、 高畠、黒瀬、針尾漁港	2 早岐港(長畑、早岐)、 下浜	3 金浦、大藤平、戸尺鼻、 梅ヶ崎、久津漁港	4 芦ヶ浦、飯森谷、惣津、 塩床、惣津漁港	5 太田	6 川棚港(三越、白石、新町、 平島、百津)、三越漁港
ブロック区分の根拠		江上浦を中心とした地域である。 湾口は南東を向き、溺谷地形をなす。	佐世保湾を経て外海に通じる早岐瀬戸の地域である。	早岐瀬戸に通じる湾の東岸部に位置し、溺谷地形をなし、入り江が多い。	小串浦を中心とした地域である。 湾口は南西を向く。	大村湾内に突出した大崎半島部である。人工海浜が存在する。	大村湾と南方向に面する埋め立て地である。 港湾が点在する。
海岸の現況	海岸の状況	岩礁、人工施設	人工施設	岩礁、人工施設	岩礁、人工施設	砂浜または磯浜、岩礁、人工施設	岩礁、人工施設
	背後地の状況	宅地、農地、道路、その他	宅地、農地、商業地、道路、その他	宅地、農地、道路、その他	宅地、工業地、道路、その他	農地、道路、その他	宅地、農地、工業地、道路、その他
	波浪等による被害	越波・飛沫(江上浦、鍾崎)	越波・飛沫(早岐港(早岐))	海岸侵食(梅ヶ崎)	越波・飛沫(惣津)	越波・飛沫(太田)	越波・飛沫(川棚港(白石、百津))、 海岸侵食(三越)
水質	海域のC.O.Dの適合状況 (平成4~13年度水質測定結果)	基準に不適合(早岐港:A類型)、 平成5,10,13年度以外は基準に適合 (高压線下:B類型)				大崎海水浴場(判定:B)	基準に不適合(川棚港:A類型)
環境の整備と保全	貴重な植物 : 特定植物群落 : 重要な植物	カラキク、シバナ	ハマボウ	ハマボウ、ヒロハマツ 海岸林(梅ヶ崎)	シロヘリハシミヨウ	大崎半島鳥獣保護区、 海岸林(太田)	シロヘリハシミヨウ
	海岸林、鳥獣保護区					シロヘリハシミヨウ	
	貴重な動物 : 昆虫類	ヨトシロヘリハシミヨウ	◎	トモガモ	ホロシギ、トモガモ	カブトガニ、トビミズハセ、 対ヶ嶽(海遊)	カブトガニ
	: 鳥類	ツグミガモ、トモガモ、 カシコウミズメ		オホル(海遊)	トビハジラ、オホル(海遊)	オホル(海遊)	オホル(海遊)
	: 両生類・爬虫類等	ナメコ(海遊)		藻場:深谷、岡ノ谷	藻場:金浦、戸尺鼻、 大藤平西	藻場:権現崎、小串西、 小串	藻場:三越、白石、 川棚川東口
	海域生態系 : 藻場	藻場:明星ノ鼻南、 錐崎、江上浦、崎針尾、 大島西岸、大島東岸				大崎半島(海食崖、陸けい砂州)	
海岸景観	自然景観資源	針尾瀬戸(潮流・満流)	◎		△	大崎半島(海食崖、陸けい砂州)	
	景観地区指定等	大村湾県立公園			△	大村湾県立公園	△
総合評価		◎	○	◎	○	○	◎
観光レクリエーション	観光資源						
	レクリエーション施設		△ ハウステンボス	◎	△	大崎自然公園、 大崎海水浴場	○ 城山公園
	行祭事・イベント						
公衆の適正な利用	漁港の種類	針尾(崎針尾):第一種漁港	◎	久津:第一種漁港	○	惣津:第一種漁港	○ 三越:第一種漁港
	養殖場等の漁業施設	アリ、マダガイ		△ 真珠	○	○	○
	港湾の種類	早岐港(地方港湾)	○ 早岐港(地方港湾)	○	△	△	△ 川棚港(地方港湾)
背景地	市街地の有無		△ ハウステンボス	早岐			川棚
	生活利用		○	○	△		
	教育利用						
	総評点数/総合評価	7点	○	8点	○	6点	△ 6点
海岸の保全に関する考え方		貴重な動植物等や海岸景勝地等の 環境面と、漁港等の利用面に配慮 しながら海岸保全施設の整備を行 う。	貴重な動植物等の環境面と、レクリエーション施設等の利用面に配慮し ながら海岸保全施設の整備を行 う。	貴重な動植物等の環境面に配慮し ながら海岸保全施設の整備を行 う。	貴重な動物等の環境面に配慮しな がら海岸保全施設の整備を行う。	貴重な動物等や海岸景勝地等の環 境面に配慮しながら海岸保全施設 の整備を行う。	貴重な動物等の環境面と、漁港等の利用面に 配慮しながら海岸保全施設の整備を行 う。

表-3.3 ブロック毎の特性一覧表

地 区 名		7 口木田、島田、塚崎、浦田、川棚港（小音琴、彼杵）、彼杵港、東彼杵漁港	8 小迫、竹ノ下、串島、東彼杵漁港	9 福重、竹松、大村港（竹松）、松原漁港	10 玖島崎、陰平、大村港（松山）東浦漁港、大村港（箕島）、箕島	11 日泊、溝陸、三浦船津港、半崎
ブロック区分の根拠		大村湾と南西方向に面する。砂浜が存在する。	大村湾と南西方向に面する山付海岸である。合間の低地部では農地が点在する。	大村湾と西方に面する埋め立て地である。砂浜が存在する。	沖合の空港島と背後の大村市街に挟まれた地域である。	大村湾奥の大村湾と西南方向に面する山付海岸である。
海岸の現況 海岸の状況 背後地の状況 波浪等による被害	砂浜または礫浜、岩礁、人工施設	砂浜または礫浜、岩礁、人工施設	砂浜または礫浜、干潟、人工施設	干潟、人工施設	砂浜または礫浜、人工施設	砂浜または礫浜、人工施設
	宅地、農地、商業地、道路、その他	宅地、農地、道路、その他	宅地、農地、工業地、道路、その他	宅地、農地、商業地、工業地、森林、道路、その他	宅地、農地、道路、その他	宅地、農地、道路、その他
	越波・飛沫（口木田、小音琴）	越波・飛沫（小迫、千錦宿、瀬戸）	越波・飛沫（大村港（竹松）、松原）	越波・飛沫（東浦）	越波・飛沫（浜平、溝陸、半崎）、飛砂（浜平）	越波・飛沫（浜平、溝陸、半崎）、飛砂（浜平）
水質 海域のC O D の適合状況 (平成4~13年度水質測定結果)	基準に不適合（彼杵港：A類型）			基準に不適合（郡川沖：A類型）	基準に不適合（自衛隊沖、中央南、競艇場沖：A類型）	三浦海水浴場（判定：B）
環境の整備と保全 生態系 海岸林、鳥獣保護区 貴重な動物 : 昆虫類 : 鳥類 : 両生類・爬虫類等 対刈（海遊） 海域生態系 : 藻場	貴重な植物 : 特定植物群落 : 重要な植物 海岸林、鳥獣保護区 貴重な動物 : 昆虫類 : 鳥類 : 両生類・爬虫類等 対刈（海遊） 藻場:中野平、琴浦、立神鼻	海岸林（小迫） ○ 海岸林（松原） △ トモガモ △ カサゴ ^ニ 、対刈（海遊） △ 藻場:名切、浜平、塩屋、里 ○ 藻場:松原 △	海岸林（松原） ○ トモガモ △ 対刈（海遊） △ 藻場:白島西 ○ ○	大村公園鳥獣保護区、海岸林（東浦） ○ トモガモ △ カサゴ ^ニ 、対刈（海遊） △ 藻場:舟津 ○ ○	海岸林（日泊、陸溝） ○ トモガモ △ 対刈（海遊） △ 藻場:舟津 ○ ○	
海岸景観 自然景観資源 景観地区指定等	自然景観資源					
	景観地区指定等	多良岳県立公園	○ 多良岳県立公園	△ △	△ △	△ △
総合評価		○	○	○	○	○
観光レクリエーション 観光資源 レクリエーション施設 行祭事・イベント	観光資源					
	レクリエーション施設	彼杵海水浴場	◎ △	松原海水浴場 ○ △	大村競艇場 ○ 夏越まつり（松山港） △	日岳公園 ○ ペーロン大会（船津） ○
	行祭事・イベント					
公衆の適正な利用 漁業 港湾	漁港の種類	東彼杵：第一種漁港	○ ○	東彼杵：第一種漁港、 東彼杵：第一種漁港 ○ ○	松原：第一種漁港 ○ ワカメ △ △	東浦：第一種漁港 ○ あこや、叻 ○ 大村港（地方港湾） ○
	養殖場等の漁業施設					小規模増殖場 ○
	港湾の種類	川棚港（地方港湾）、 彼杵港（地方港湾）	○ ○			三浦船津港 ○
背景地 市街地の有無 生活利用 教育利用	市街地の有無	彼杵	○ ○	大村 △ 日常生活利用（竹松） △ 総合学習（竹松） △	大村 ○ 日常生活利用（松山） ○ 総合学習（松山） ○	
	生活利用					日常生活利用（船津） ○
	教育利用					総合学習（船津） ○
	総評点数／総合評価	9点	○	5点 △	10点 ○	11点 ○
海岸の保全に関する考え方		海水浴場等の利用面に配慮しながら海岸保全施設の整備を行う。	漁港等の利用面に配慮しながら海岸保全施設の整備を行う。	貴重な動物等の環境面と、海水浴場や教育等の利用面に配慮しながら海岸保全施設の整備を行う。	貴重な動物等の環境面と、漁業施設や教育等の利用面に配慮しながら海岸保全施設の整備を行う。	貴重な動物等の環境面と、イベントや教育等の利用面に配慮しながら海岸保全施設の整備を行う。

表3.3 ブロック毎の特性一覧表

地 区 名		12 横島、化屋、久山港、喜々津漁港	13 小崎、小浜、東寺畠、元金、西園	14 舟津、黒崎、堂崎、崎辺田、大浦、鹿島、伊木力漁港	15 潮井崎、一本松、白岩、長与港（馬込、齊藤、白髮）	16 沖ノ瀬、時津港（西時津、浦、日並）
ブロック区分の根拠		大村湾奥の大村湾と北東方向に面する山付海岸である。	大村湾南岸の山付海岸である。 入り江が多い。	大村湾中心とした埋め立て地及び山付海岸である。	長与港を中心とした埋め立て地及び山付海岸である。	時津港を中心とした埋め立て地である。
海岸の現況	海岸の状況	干潟、人工施設	岩礁、人工施設	砂浜または礫浜、岩礁、人工施設	砂浜または礫浜、岩礁、人工施設	人工施設
	背後地の状況	宅地、農地、工業地、道路、その他	宅地、農地、商業地、道路、その他	宅地、農地、商業地、工業地、森林、道路、その他	宅地、農地、商業地、工業地、森林、道路	宅地、農地、商業地、工業地、道路
	波浪等による被害	越波・飛沫（横島、化屋）	越波・飛沫（元金）	越波・飛沫（黒崎、堂崎）	越波・飛沫（潮井崎、一本松、長与港（白髮））	越波・飛沫（時津港（西時津））
水質	海域のC O D の適合状況 (平成4~13年度水質測定結果)	基準に不適合 (久山港沖、喜々津川沖：A類型)	基準に不適合（祝崎沖：A類型）	基準に不適合（堂崎沖：A類型）	基準に不適合（長与浦：A類型）	基準に不適合（久留里沖：A類型）
環境の整備と保全	貴重な植物 ：特定植物群落 ：重要な植物			リュウノヒガモ	カラギク	
	海岸林、鳥獣保護区	海岸林（船津）	海岸林（小崎、東寺畠）	海岸林（舟津、舟津漁港、黒崎）	（一本松、白岩、沖ノ瀬）	
	貴重な動物 ：昆虫類			トモガモ、カワセミ（飛来）	タイワンツバメシマエ	
	：鳥類			カムリウミスズメ、ミササギ（飛来）、トモガモ	トモガモ	
	：両生類・爬虫類等	メダリ（海遊）	メダリ（海遊）	メダリ（海遊）	メダリ（海遊）	メダリ（海遊）
海岸景観	海域生態系 ：藻場	藻場：大染島北、大染島南、日泊、山境	藻場：竹島	藻場：黒崎、浦川内、二見瀬鼻		
	自然景観資源					
	景観地区指定等			大村湾県立公園	大村湾県立公園	大村湾県立公園
総合評価		○	○	○	○	○
観光レクリエーション	観光資源					
	レクリエーション施設		△	△	△	△
	行祭事・イベント			ペーロン大会（舟津）	◎	
公衆の適正な利用	漁港の種類	喜々津：第一種漁港	○	伊木力：第一種漁港	◎	◎
	養殖場等の漁業施設		△	真珠、姉妹	真珠、姉妹	◎
	港湾の種類	久山港（地方港湾）	○	長与港（地方港湾）	△	時津港（地方港湾）
背景地	市街地の有無	諫早	○	長与	時津	
	生活利用	日常生活利用（久山、船津）	◎	○	○	○
	教育利用	総合学習（久山）	△			
	総評点数／総合評価	8点	○	9点	○	9点
海岸の保全に関する考え方		貴重な動物等の環境面と、教育等の利用面に配慮しながら海岸保全施設の整備を行う。	貴重な動物等の環境面に配慮しながら海岸保全施設の整備を行う。	貴重な動植物等や県立公園等の環境面と、イベントや漁港施設等の利用面に配慮しながら海岸保全施設の整備を行う。	貴重な動植物等や県立公園等の環境面と、漁業施設等の利用面に配慮しながら海岸保全施設の整備を行う。	漁港施設や港湾等の利用面に配慮しながら海岸保全施設の整備を行う。

表-3.3 ブロック毎の特性一覧表

地 区 名		17 赤崎、田ノ浦、鷹島、前島、子々川漁港	18 村松	19 脇崎	20 長浦、手崎、形上、大瀬	21 元越、小口港（小口、松尾、芳ノ浦、又兵衛）、岩津、外名串、名串、松尾、下入道、浦底、矢別、高岳、古泊、横瀬、斧檣、先網代、白頭
ブロック区分の根拠		大村湾南岸の山付海岸である。合間に砂浜が点在する。	村松湾を中心とした地域である。湾口は東を向き、入り江が多い。	大村湾内に突出した脇崎部である。入り江が多い。	形上湾を中心とした地域である。湾口は東を向き、溺谷地形をなす。	大村湾内に突出した尾戸崎部である。リアス式海岸をなす。
海岸の現況	海岸の状況	砂浜または礫浜、岩礁、人工施設	岩礁、人工施設	岩礁、人工施設	岩礁、人工施設	岩礁、人工施設
	背後地の状況	宅地、農地、道路	宅地、農地、道路、その他	農地、道路、その他	宅地、農地、工業地、森林、道路、その他	宅地、農地、森林、道路、その他
	波浪等による被害	越波・飛沫（子々川）	越波・飛沫（村松）	越波・飛沫（脇崎）	越波・飛沫（長浦、手崎、形上）	越波・飛沫（元越、小口港（小口、芳ノ浦）、高岳）、海岸侵食（名串、浦底）
水質	海域のC O D の適合状況 (平成4~13年度水質測定結果)				基準に不適合（形上港：A類型）	
環境の整備と保全	貴重な植物 ：特定植物群落 ：重要な植物	ハマボウキ			テヅホシタケ、カラオカ	カラヒキモ
	海岸林、鳥獣保護区	海岸林（赤崎、鷹島、田ノ浦、前島）	海岸林（村松）	ヨトシロヘリハシミコウ	ヨトシロヘリハシミコウ	ヨトシロヘリハシミコウ
	貴重な動物 ：昆虫類		○	○	○	○
	：鳥類					
	：両生類・爬虫類等	対刈（海遊）	対刈（海遊）	対刈（海遊）	対刈（海遊）	対刈（海遊）
	海域生態系 ：藻場	藻場：鷹島北部		藻場：戸根原	藻場：形上	藻場：名串、下ノ島
海岸景観	自然景観資源	大村湾西海岸（多島海）	◎	△	形上湾（溺谷）	形上湾（溺谷）
	景観地区指定等	大村湾県立公園		△	大村湾県立公園	大村湾県立公園
	総合評価		◎	○	◎	◎
観光レクリエーション	観光資源					
	レクリエーション施設		△	△	△	△
	行祭事・イベント				ハーリング大会	ハーリング大会
公衆の適正な利用	漁港の種類	子々川：第一種漁港	○	◎	△	○
	養殖場等の漁業施設		真珠、鮒		△	△
	港湾の種類		△	△	△	△
背景地	市街地の有無		西海			
	生活利用		△	○ 生活利用（脇崎）	○	△ 生活利用（名串）
	教育利用					
	総評点数／総合評価	5点	△	7点	○ 5点	△ 8点
	海岸の保全に関する考え方	貴重な動植物等や海岸景勝地等の環境面に配慮しながら海岸保全施設の整備を行う。	漁業施設等の利用面に配慮しながら海岸保全施設の整備を行う。	貴重な動植物等や海岸景勝地等の環境面に配慮しながら海岸保全施設の整備を行う。	貴重な動植物等や海岸景勝地等の環境面と、イベントや漁業施設等の利用面に配慮しながら海岸保全施設の整備を行う。	貴重な動植物等や海岸景勝地等の環境面と、イベントや漁業施設等の利用面に配慮しながら海岸保全施設の整備を行う。

表-3.3 ブロック毎の特性一覧表

地 区 名		22 切崎、池ノ山、東亜浦、亀浦、小干、宮浦、宮浦港（宮浦、宮浦東）、琵琶ノ首、池、御祭、馬刃湯、黒崎、ヒギレ、穂光浦、今綱代、田島	23 膝行神、下岳、宝の崎、綱代、下河内、平島、持水、鳥加、宝崎、毛屋島、三島、竹島、前島	24 大串、小迎港、早岐港、八木原、笛岳、赤水、白浜漁港
ブロック区分の根拠		大村湾口部の山付海岸である。入り江が多い。	大串湾東岸部であり、リアス式海岸をなす。	大串湾西岸部であり、リアス式海岸をなし小島が点在する。
海岸の現況	海岸の状況	岩礁、人工施設	砂浜または礫浜、岩礁、人工施設	砂浜または礫浜、岩礁、人工施設
	背後地の状況	宅地、農地、道路、その他	宅地、農地、森林、道路、その他	宅地、農地、道路、その他
	波浪等による被害	越波・飛沫（切崎、池ノ山、亀浦、宮浦、小干、穂光浦）	越波・飛沫（膝行神、下岳、綱代）、海岸侵食（持水、鳥加、宝崎、三島、竹島、毛屋島）	越波・飛沫（大串）、海岸侵食（八木原、笛岳、赤水）
水質	海域のC O D の適合状況 (平成4~13年度水質測定結果)	平成6年度だけ基準に適合（大串湾：A類型）		
環境の整備と保全	貴重な植物 ：特定植物群落 ：重要な植物	ハマボウカ	ハマボウカ	
	海岸林、鳥獣保護区			
	貴重な動物 ：昆虫類	ヨトシコヘリハシミョウ	ヨトシコヘリハシミョウ	○
	：鳥類			
	：両生類・爬虫類等	対刈（海遊）	対刈（海遊）	
海岸景観	海域生態系 ：藻場	藻場：宮浦、穂光浦	藻場：諫崎	藻場：中郷
	自然景観資源			針尾瀬戸（潮流・渦流）
	景観地区指定等	大村湾県立公園	大村湾県立公園	大村湾県立公園
総合評価		○	○	○
公衆の適正な利用	観光資源			
	レクリエーション施設		△	△
	行祭事・イベント		△	
	漁業			
港湾	漁港の種類		○	白浜：第一種漁港
	養殖場等の漁業施設	あこや、utilus	○	真珠、あこや、utilus
	港湾の種類	宮浦港（地方港湾）	○	小迎港（地方港湾）、早岐港（地方港湾）
背景地	市街地の有無		△	
	生活利用		△	日常生活利用（鳥加、毛屋島）
	教育利用		○	
	総評点数／総合評価	7 点	○	7 点
海岸の保全に関する考え方		貴重な動植物等や海岸景勝地等の環境面と、漁業施設等の利用面に配慮しながら海岸保全施設の整備を行う。	貴重な動植物等の環境面と、漁業施設等の利用面に配慮しながら海岸保全施設の整備を行う。	貴重な動物等や海岸景勝地等の環境面と、漁業施設等の利用面に配慮しながら海岸保全施設の整備を行う。

2. 海岸保全施設を整備しようとする区域

海岸保全施設を整備しようとする区域は、図一3.2、区域一覧は、表一3.4に示すとおりとする。

整備しようとする区域の選定にあたっては、

- ・ 現在まで海岸保全施設が整備されていない区間において、防災施設の新設が望まれる海岸
- ・ 既に海岸保全施設が整備されている海岸において、高潮や侵食等の被害が発生したり、海岸保全施設の老朽化が進行している海岸
- ・ 海岸環境の整備及び保全や海岸における公衆の適正な利用のための整備が要請されている海岸

等のうち整備の必要性・重要性を勘案して選定し、新設、改良に関する工事を施工しようとする区域とする。

3. 海岸保全施設の種類、規模及び配置

海岸保全施設の種類、規模を表一3.4に、配置を図一3.2に示す。

4. 海岸保全施設による受益の地域及びその現況

受益を受ける地域とその状況を表一3.4に示す。

5. 海岸保全施設の維持又は修繕の方法

海岸保全施設の維持又は修繕の方法については、定期的な巡視または点検を行い施設の損傷・劣化その他の変状の把握に努め、変状が認められたときは、適切な維持・修繕等の措置を講じ、施設の機能を維持する。

また、今後、急速に施設の老朽化が進行することが見込まれていることから、長寿命化計画を策定し、施設を良好な状態に保つよう、施設の維持及び修繕を計画的に実施していく。

なお、これらを実施する区間、施設の種類、規模、配置を表一3.4に、配置を図一3.2に示す。

表—3.4

区域番号	市町村名	海岸管理者 (所管)	区域 海岸名・地区海岸名 (地先)	種類	新設 「○」 改良 「○」	規模(現況)		規模(計画)		受益の地域 及びその状況	維持又は修繕の方法
						延長等	天端高 (T.P.m)	延長等	天端高 (T.P.m)	地域	
1	佐世保市	長崎県 (水国局)	江上海岸 江上浦地区 (佐世保市江上町地先)	護岸	○※	6209.8m	+1.1~2.2	5053.5m	—	佐世保市江上町の一部	<ul style="list-style-type: none"> 堤防・護岸 施設の損傷・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 突堤・離岸堤 波浪による堤体全面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
2	佐世保市	長崎県 (水国局)	久津海岸 釜浦地区 (佐世保市宮津町字釜浦12-3番地地先)	堤防		8.0m	—	—	—	佐世保市宮津町の一部	
3	川棚町	長崎県 (水国局)	新谷海岸 大藤平地区 (川棚町新谷郷地先)	護岸	○※	642	3.3-3.5	642	3.3-3.5	川棚町の一部	農地
4	川棚町	長崎県 (水国局)	新谷海岸 芦ヶ浦地区 (川棚町新谷郷地先)	護岸	○※	353	2.9	353	2.9	川棚町の一部	宅地 工業用地
5	川棚町	長崎県 (水国局)	新谷海岸 飯森谷地区 (川棚町小串郷地先)	護岸	○※	272	2.8	272	2.8	川棚町の一部	宅地 農地
6	川棚町	長崎県 (水国局)	惣津海岸 惣津地区 (川棚町小串郷地先)	護岸		299	2.9			川棚町の一部	宅地
7	川棚町	長崎県 (水国局)	小串海岸 塩床地区 (川棚町小串郷地先)	護岸	○※	725	2.9	725	2.9	川棚町の一部	宅地
8	東彼杵町	長崎県 (水国局)	口木田海岸 口木田地区 (東彼杵町口木田郷地先)	護岸	○※	1232	2.0-8.6	1232	2.0-8.6	東彼杵町の一部	宅地
9	東彼杵町	長崎県 (水国局)	蔵本海岸 島田地区 (東彼杵町蔵本郷地先)	護岸	○※	544	2.9-8.6	544	2.9-8.6	東彼杵町の一部	宅地
10	東彼杵町	長崎県 (水国局)	彼杵海岸 塚崎地区 (東彼杵町彼杵宿郷地先)	護岸		235	2.8-3.4			東彼杵町の一部	宅地
11	東彼杵町	長崎県 (水国局)	宿海岸 浦田地区 (東彼杵町彼杵宿郷地先)	護岸	○※	183	3.3	183	3.3	東彼杵町の一部	宅地
12	大村市	長崎県 (水国局)	大村海岸 福重地区 (大村市寿古町福重地先)	護岸	○※	1330	3.0m	1330	3.0m	大村市寿古町の一部	農地 宅地 道路
				突堤		30m					

※:老朽化に伴い改良工事を実施する可能性がある海岸保全施設

表—3.4

区域番号	市町村名	海岸管理者 (所管)	区域 海岸名・地区海岸名 (地先)	種類	新設「○」 改良「○」	規模(現況)		規模(計画)		受益の地域 及びその状況	維持又は修繕の方法
						延長等	天端高 (T.P.m)	延長等	天端高 (T.P.m)		
13	大村市	長崎県 (水国局)	大村海岸 竹松地区 (大村市黒丸町竹松地先)	護岸		969.8m	2.6m～ 2.8m			大村市黒丸 町の一部	宅地 農地 道路
14	大村市	長崎県 (水国局)	大村海岸 玖島地区 (大村市玖島一丁目玖島崎地先)	護岸	○※	778m	3.0m	778m	3.0m	大村市玖島 一丁目の一部	・堤防・護岸 施設の損傷・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・突堤・離岸堤 波浪による堤体全面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
				突堤		3基(268m)					
15	大村市	長崎県 (水国局)	大村海岸 久原地区 (大村市陰平町地先)	護岸	○※	660m	2.6m ～3.0m	660m	3.0m	大村市陰平 町の一部	宅地 農地
				突堤		2基(28m)					
16	大村市	長崎県 (水国局)	三浦日泊海岸 日泊地区 (大村市日泊町地先) 【旧56条港湾の為、他の建設海岸と表現に違い有り】	護岸	○※	1040m	3.0m	1040m	3.0m	大村市日泊 町の一部	宅地 農地
17	大村市	長崎県 (水国局)	大村海岸 溝陸地区 (大村市溝陸町溝陸地先)	護岸	○※	3,070m	3.0m	3,070m	3.0m	大村市溝陸 町の一部	宅地 道路
				突堤		1基(50m)					
18	諫早市	長崎県 (水国局)	諫早海岸 真津山地区 (諫早市貝津町横島地先)	護岸	○※	409m	3m	409m	3m	諫早市貝津 町の一部	宅地 農地 道路
19	諫早市	長崎県 (水国局)	多良見海岸 木床地区 (諫早市多良見町木床地先)	護岸		810m	2.8m			諫早市多良 見町の一部	宅地 道路
20	諫早市	長崎県 (水国局)	多良見海岸 木床地区 (諫早市多良見町化屋地先)	護岸	○※	725m	2.8m	725m	2.8m	諫早市多良 見町の一部	宅地 道路
21	諫早市	長崎県 (水国局)	多良見海岸 木床地区 (諫早市多良見町小崎地先)	護岸	○※	440.5m	1.6m～1.9m	440.5m	3.0m	諫早市多良 見町の一部	農地

※:老朽化に伴い改良工事を実施する可能性がある海岸保全施設

表—3.4

区域番号	市町村名	海岸管理者 (所管)	区域 海岸名・地区海岸名 (地先)	種類	新設「○」 改良「○」	規模(現況)		規模(計画)		受益の地域 及びその状況	維持又は修繕の方法
						延長等	天端高 (T.P.m)	延長等	天端高 (T.P.m)		
22	諫早市	長崎県 (水国局)	多良見海岸 木床地区 (諫早市多良見町小浜地先)	護岸	○※	28m	1.6m～1.8m	28m	3.0m	諫早市多良見町の一部	農地
23	諫早市	長崎県 (水国局)	多良見海岸 元釜地区 (諫早市多良見町東寺畠地先)	護岸	○※	739.5m	2.1m～2.7m	739.5m	3.0m	諫早市多良見町の一部	宅地 農地
24	諫早市	長崎県 (水国局)	多良見海岸 元釜地区 (諫早市多良見町元釜地先)	護岸	○※	1398m	2.8m～4.8m	1398m	3.0m	諫早市多良見町の一部	宅地 農地 道路
				突堤		1基(25m)					
25	諫早市	長崎県 (水国局)	多良見海岸 舟津地区 (諫早市多良見町舟津地先)	護岸	○※	110m	2.9m～3.0m	110m	3.0m	諫早市多良見町の一部	宅地
				突堤		1基(15m)					
26	諫早市	長崎県 (水国局)	多良見海岸 舟津地区 (諫早市多良見町黒崎地先)	護岸	○※	984m		984m		諫早市多良見町の一部	宅地 農地 道路
				突堤		2基(23m)					
27	長与町	長崎県 (水国局)	堂崎海岸 (長与町岡郷地先)	護岸		480m		—	—	長与町岡郷の一部	事業所
28	長与町	長崎県 (水国局)	潮井崎海岸 (長与町岡郷地先)	護岸		782m		—	—	長与町岡郷の一部	宅地 農地
				突堤		2基 36m	—	—	—		
29	長与町	長崎県 (水国局)	一本松海岸 (長与町岡郷地先)	護岸		374m		—	—	長与町岡郷の一部	事業所
30	長崎市	長崎県 (水国局)	村松海岸 (長崎市琴海町地先)	護岸		3,055m		—	—	長崎市琴海町の一部	宅地 農地
				離岸堤	◎	—	—	4基 450m	—		
				突堤		3基 10m					

※:老朽化に伴い改良工事を実施する可能性がある海岸保全施設

表—3.4

区域番号	市町村名	海岸管理者 (所管)	区域 海岸名・地区海岸名 (地先)	種類	新設「○」 改良「○」	規模(現況)		規模(計画)		受益の地域 及びその状況	維持又は修繕の方法
						延長等	天端高 (T.P.m)	延長等	天端高 (T.P.m)		
31	長崎市	長崎県 (水国局)	長浦海岸 (長崎市琴海町地先)	護岸		2,778m		—	—	長崎市琴海 町の一部	宅地 農地
				突堤		2基 20m	—	—	—		
32	長崎市	長崎県 (水国局)	手崎海岸 (長崎市琴海町地先)	護岸		1,510m		—	—	長崎市琴海 町の一部	宅地 農地
33	長崎市	長崎県 (水国局)	形上海岸 (長崎市琴海町地先)	護岸	○※	3,663m		3,663m		長崎市琴海 町の一部	宅地 道路 農地
				護岸	○※	1,330m	+2.4m	1330m	+2.4m		
				突堤		4基 33m	—	—	—		
34	西海市	長崎県 (水国局)	風早海岸 元越地区 (西海市西彼町白似田郷地先)	護岸	○※	1690	1.7-4.2	1690	1.7-4.2	西海市西彼 町の一部	宅地
35	西海市	長崎県 (水国局)	風早海岸 切崎地区 (西海市西彼町風早郷地先)	護岸	○※	350	1.7-3.6	350	1.7-3.6	西海市西彼 町の一部	宅地
36	西海市	長崎県 (水国局)	風早海岸 池の山地区 (西海市西彼町風早郷地先)	護岸	○※	870	2.1-2.7	870	2.1-2.7	西海市西彼 町の一部	宅地 農地
37	西海市	長崎県 (水国局)	亀浦海岸 東亀浦地区 (西海市西彼町亀浦郷地先)	護岸	○※	410	1.6-2.9	410	1.6-2.9	西海市西彼 町の一部	宅地 道路
38	西海市	長崎県 (水国局)	亀浦海岸 亀浦地区 (西海市西彼町亀浦郷地先)	護岸	○※	850	1.5-2.2	850	1.5-2.2	西海市西彼 町の一部	宅地 道路
39	西海市	長崎県 (水国局)	亀浦海岸 小干地区 (西海市西彼町亀浦郷地先)	護岸	○※	231	2.4-2.6	231	2.4-2.6	西海市西彼 町の一部	宅地
				護岸		69	1.7-3.4				
40	西海市	長崎県 (水国局)	宮浦海岸 宮浦地区 (西海市西彼町宮浦郷地先)	護岸	○※	220	2.3	220	2.3	西海市西彼 町の一部	宅地

※:老朽化に伴い改良工事を実施する可能性がある海岸保全施設

表—3.4

区域番号	市町村名	海岸管理者 (所管)	区域 海岸名・地区海岸名 (地先)	種類	新設「○」 改良「○」	規模(現況)		規模(計画)		受益の地域 及びその状況	維持又は修繕の方法
						延長等	天端高 (T.P.m)	延長等	天端高 (T.P.m)		
41	西海市	長崎県 (水国局)	白崎海岸 膝行神地区 (西海市西彼町白崎郷地先)	護岸	○※	1900	0.6-2.1	1900	0.6-2.1	西海市西彼町の一部	宅地 農地
42	西海市	長崎県 (水国局)	下岳海岸 下岳地区 (西海市西彼町下岳郷地先)	護岸	○※	1990	1.0-1.7	1990	1.0-1.7	西海市西彼町の一部	宅地 農地
43	西海市	長崎県 (水国局)	鳥加海岸 宝の崎地区 (西海市西彼町鳥加郷地先)	護岸	○※	161	0.7-3.0	161	0.7-3.0	西海市西彼町の一部	宅地
				護岸		223	0.7-3.0				
44	西海市	長崎県 (水国局)	大串海岸 網代地区 (西海市西彼町大串郷地先)	護岸	○※	2720	0.8-2.8	2720	0.8-2.8	西海市西彼町の一部	宅地
45	西海市	長崎県 (水国局)	大串海岸 大串地区 (西海市西彼町八木原郷地先)	護岸	○※	1490	1.9-3.2	1490	1.9-3.2	西海市西彼町の一部	道路 宅地
46	大村市	長崎県 (水国局)	箕島海岸 箕島地区 (大村市箕島町地先)	護岸	○	1475	2.17	1475	2.17	大村市箕島町の一部	道路

※:老朽化に伴い改良工事を実施する可能性がある海岸保全施設

表—3.4

区域番号	市町村名	海岸管理者 (所管)	区域 海岸名・地区海岸名 (地先)	種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模(現況)		規模(計画)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
						延長等	天端高 (T.P.m)	延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況	
1	佐世保市	長崎県 (港湾局)	早岐港海岸 江立港地区 (佐世保市ハウステンボス町地先)	護岸	○※	1031.0m	不明	246.0m	—	佐世保市ハウステンボス町の一部	森林 宅地	・堤防・護岸 施設の損傷・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
2	佐世保市	長崎県 (港湾局)	早岐港海岸 大島港地区 (佐世保市広田町地先)	護岸		527.5m	1.6~2.1	—	—	佐世保市広田町の一部	宅地	・突堤・離岸堤 波浪による堤体全面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
3	佐世保市	長崎県 (港湾局)	早岐港海岸 早岐港地区 (佐世保市広田町地先)	護岸	○※	6363.0m	0.7~1.8	3659.0m	—	佐世保市広田町の一部	宅地	・防潮堤 ○※ 3945.0m 不明 412.0m — —
				防潮堤	○※	3945.0m	不明	412.0m	—	—		
4	佐世保市	長崎県 (港湾局)	早岐港海岸 長畠港地区 (佐世保市長畠町地先)	護岸	○※	1255.0m	不明	1255.0m	—	佐世保市長畠町の一部	森林	・水門 定期的に点検を行ない、設備の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
5	川棚町	長崎県 (港湾局)	川棚港海岸 三越港地区 (川棚町三越郷地先)	護岸		313	3.0			川棚町の一部	宅地	
6	川棚町	長崎県 (港湾局)	川棚港海岸 白石港地区 (川棚町白石郷地先)	護岸		131	2.9			川棚町の一部	宅地	・堤防 485 2.4 川棚町の一部
				堤防		485	2.4			川棚町の一部		
7	川棚町	長崎県 (港湾局)	川棚港海岸 新町港地区 (川棚町白石郷地先)	堤防	○※	297	3.7	297	3.7	川棚町の一部	市街地	
8	川棚町	長崎県 (港湾局)	川棚港海岸 平島港地区 (川棚町下組郷地先)	護岸	◎			1,023	2.5	川棚町の一部	市街地 宅地	・護岸 15 2.2 川棚町の一部 ・堤防 127 2.7 川棚町の一部
				護岸		15	2.2			川棚町の一部		
				堤防		127	2.7			川棚町の一部		
9	川棚町	長崎県 (港湾局)	川棚港海岸 百津港地区 (川棚町百津郷地先)	護岸	◎					川棚町の一部	工業用地 道路	・堤防 ○※ 762 2.3 762 2.3 川棚町の一部
				堤防	○※	762	2.3	762	2.3	川棚町の一部		

※:老朽化に伴い改良工事を実施する可能性がある海岸保全施設

表—3.4

区域番号	市町村名	海岸管理者 (所管)	区域 海岸名・地区海岸名 (地先)	種類	新設 「○」 改良 「○」	規模(現況)		規模(計画)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法	
						延長等	天端高 (T.P.m)	延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況		
10	東彼杵町	長崎県 (港湾局)	川棚港海岸 彼杵港地区 (東彼杵町大音琴郷地先)	護岸	○※	127	不明	127	不明	東彼杵町の一部	宅地	<ul style="list-style-type: none"> ・堤防・護岸 施設の損傷・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・突堤・離岸堤 波浪による堤体全面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 	
					◎			165	2.0				
11	東彼杵町	長崎県 (港湾局)	彼杵港海岸 彼杵港地区 (東彼杵町彼杵宿郷地先)	護岸		91	3.0			東彼杵町の一部	宅地	<ul style="list-style-type: none"> ・堤防・護岸 施設の損傷・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・突堤・離岸堤 波浪による堤体全面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 	
12	大村市	長崎県 (港湾局)	大村港海岸 竹松地区 (大村市富ノ原町竹松地先)	護岸	○※	1136m	3m	1136m	3m	大村市富ノ原町の一部	宅地 農地 道路	<ul style="list-style-type: none"> ・水門 定期的に点検を行ない、設備の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 	
13	大村市	長崎県 (港湾局)	大村港海岸 松山地区 (大村市松山町地先)	護岸	○※	1753.7m	3m	1753.7m	3m	大村市松山町の一部	宅地 道路		
14	大村市	長崎県 (港湾局)	大村港海岸 八反田地区 (大村市水主町地先)	護岸	○※	401m	3m	401m	3m	大村市水主町の一部	宅地 道路	<ul style="list-style-type: none"> ・水門 定期的に点検を行ない、設備の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 	
15	大村市	長崎県 (港湾局)	三浦津港海岸 船津地区 (大村市西武町船津地先)	護岸	○※	927.8m	3m	927.8m	3m	大村市西部町の一部	宅地 農地 道路		
16	諫早市	長崎県 (港湾局)	久山港海岸 久山地区 (諫早市久山町地先)	護岸	○※	809m	3m	809m	3m	諫早市久山町の一部	宅地 道路	<ul style="list-style-type: none"> ・長与町馬込の一部 ・長与町岡郷の一部 ・長与町斎藤郷の一部 	
17	長与町	長崎県 (港湾局)	長与港海岸 馬込地区 (長与町馬込地先)	護岸		1,001m	+3.0m	—	—	長与町馬込の一部	農地		
				突堤		2基 57m	—	—	—	—			
18	長与町	長崎県 (港湾局)	長与港海岸 白髭地区 (長与町岡郷地先)	護岸		331m		—	—	長与町岡郷の一部	農地		
19	長与町	長崎県 (港湾局)	長与港海岸 齊藤地区 (長与町齊藤郷地先)	護岸		640m	+2.15m~	—	—	長与町齊藤郷の一部	農地		

※:老朽化に伴い改良工事を実施する可能性がある海岸保全施設

表—3.4

区域番号	市町村名	海岸管理者 (所管)	区域 海岸名・地区海岸名 (地先)	種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模(現況)		規模(計画)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
						延長等	天端高 (T.P.m)	延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況	
20	時津町	長崎県 (港湾局)	時津港海岸 西時津地区 (時津町西時津郷地先)	護岸		730m	+2.5m	—	—	時津町西時津 郷の一部	農地 道路	<ul style="list-style-type: none"> ・堤防・護岸 施設の損傷・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
				離岸堤		1基 100m	—	—	—			
				突堤		1基 13m	—	—	—			
21	時津町	長崎県 (港湾局)	時津港海岸 浦地区 (時津町久留里郷地先)	護岸		729m	+2.15m～	—	—	時津町久留里 郷の一部	農地	<ul style="list-style-type: none"> ・突堤・離岸堤 波浪による堤体全面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
22	時津町	長崎県 (港湾局)	時津港海岸 日並地区 (時津町日並郷地先)	護岸	○※	4,033m	+3.5m～	4,033m	+3.5m～	時津町日並郷 の一部	宅地 農地 道路	
23	長崎市	長崎県 (港湾局)	小口港海岸 芳ノ浦地区 (西時津郷地先)	護岸		1,604m	+1.5m～ +2.0m	—	—	時津町西時津 郷の一部	宅地 農地	
24	長崎市	長崎県 (港湾局)	小口港海岸 小口地区 (長崎市琴海尾戸町地先)	護岸		1,305m	+1.3m	—	—	長崎市琴海尾 戸町の一部	宅地 農地 道路	<ul style="list-style-type: none"> ・水門 定期的に点検を行ない、設備の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
25	長崎市	長崎県 (港湾局)	小口港海岸 又兵衛地区 (長崎市琴海尾戸町地先)	護岸		228m	+1.2m～ +2.0m	—	—	長崎市琴海尾 戸町の一部	農地	
26	西海市	長崎県 (港湾局)	宮浦港海岸 宮浦東港地区 (西海市西彼町宮浦郷地先)	護岸	○※	506	1.9～2.3	506	1.9～2.3	西海市西彼町 の一部	宅地	<ul style="list-style-type: none"> ・護岸
				護岸		13	不明			西海市西彼町 の一部		
27	西海市	長崎県 (港湾局)	宮浦港海岸 宮浦港地区 (西海市西彼町宮浦郷地先)	護岸	○※	675	2.1	675	2.1	西海市西彼町 の一部	宅地	<ul style="list-style-type: none"> ・護岸
				護岸		116	不明			西海市西彼町 の一部		
28	西海市	長崎県 (港湾局)	小迎港海岸 小迎港地区 (西海市西彼町小迎郷地先)	護岸	○※	610.4	不明	610.4	不明	西海市西彼町 の一部	宅地	<ul style="list-style-type: none"> ・離岸堤
				離岸堤	○	320	1.6	320	1.6	西海市西彼町 の一部		
29	東彼杵町	長崎県 (港湾局)	川棚港海岸 小音琴地区 (東彼杵町小音琴郷地先)	離岸堤	◎	77	1.9	350	1.9	東彼杵町の 一部	宅地 農地 道路	<ul style="list-style-type: none"> ・護岸
30	大村市	長崎県 (港湾局)	大村港海岸 箕島地区 (大村市箕島郷地先)	護岸	○	200	2.17	200	2.17	大村市箕島町 の一部	道路	

※:老朽化に伴い改良工事を実施する可能性がある海岸保全施設

表—3.4

区域番号	市町村名	海岸管理者(所管)	区域 海岸名・地区海岸名 (地先)	種類	新設「○」 改良「○」	規模(現況)		規模(計画)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
						延長等	天端高 (T.P.m)	延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況	
1	佐世保市	長崎県 (農村振興局)	佐世保海岸錐崎地区 佐世保市針尾東町2432から1695まで	護岸		2,222m	3.8	—	—	佐世保市針尾東町の一部	耕作地	・堤防・護岸 施設の損傷・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・突堤・離岸堤 波浪による堤体全面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
				突堤		1基 20m	—	—	—	—	—	
				消波		955m	—	—	—	—	—	
2	佐世保市	長崎県 (農村振興局)	佐世保海岸高畠地区 佐世保市針尾東町字六升又1178から字遠見岳995まで	護岸		1,523m	2.5	—	—	佐世保市東針尾町の一部	耕作地	・水門 定期的に点検を行ない、設備の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
3	佐世保市	長崎県 (農村振興局)	佐世保海岸黒瀬地区 佐世保市江上町字黒瀬4739から字大島4896まで	護岸		677m	3.3	—	—	佐世保市江上町の一部	耕作放棄地	
				突堤		2基 42m	—	—	—	—	—	
4	佐世保市	長崎県 (農村振興局)	佐世保海岸下浜地区 佐世保市崎岡町1235-1から1210-1まで	護岸		584m	2.5	—	—	佐世保市崎岡町の一部	耕作放棄地	・水門 定期的に点検を行ない、設備の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
5	佐世保市	長崎県 (農村振興局)	佐世保海岸戸尺鼻地区 佐世保市宮津町8-5から8-8まで	護岸		1,022m	3.8	—	—	佐世保市宮津町の一部	耕作放棄地	
6	川棚町	長崎県 (農村振興局)	川棚海岸新谷地区(東彼杵郡川棚町新谷郷字赤石2153-1~字梅ヶ崎2227)	護岸		217m	—	—	—	東彼杵郡川棚町の一部	農地	・農地 定期的に点検を行ない、設備の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
7	川棚町	長崎県 (農村振興局)	川棚海岸小串地区(東彼杵郡川棚町小串郷字太田770~字大崎55)	護岸		2750m	—	—	—	東彼杵郡川棚町の一部	農地	
				突堤		2基 200m	—	—	—	—	—	
8	東彼杵町	長崎県 (農村振興局)	彼杵海岸宿地区(東彼杵郡東彼杵町宿郷字古金谷道下又口247-5~字小迫835)	護岸		550m	—	—	—	東彼杵郡東彼杵町の一部	農地	・農地 定期的に点検を行ない、設備の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
				離岸堤		3基 182m	—	—	—	—	—	
9	東彼杵町	長崎県 (農村振興局)	彼杵海岸瀬戸地区(東彼杵郡東彼杵町瀬戸竹ノ下郷字西瀬戸1322~字蒲渕1500)	護岸		518m	—	—	—	東彼杵郡東彼杵町の一部	農地	
				消波工		495m	—	—	—	東彼杵郡東彼杵町の一部	農地	
				突堤		1基 25m	—	—	—	—	—	

※:老朽化に伴い改良工事を実施する可能性がある海岸保全施設

表—3.4

区域番号	市町村名	海岸管理者 (所管)	区域 海岸名・地区海岸名 (地先)	種類	新設 「○」 改良 「○」	規模(現況)		規模(計画)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法	
						延長等	天端高 (T.P.m)	延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況		
10	東彼杵町	長崎県 (農村振興局)	千綿海岸里地区(東彼杵郡 東彼杵町里郷字串島北 2180~平似田郷字松山 1061)	護岸		120m	—	—	—	東彼杵郡東彼 杵町の一部	農地	<ul style="list-style-type: none"> ・堤防・護岸 施設の損傷・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・突堤・離岸堤 波浪による堤体全面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・水門 定期的に点検を行ない、設備の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 	
11			海岸保全区域の廃止のため、項目削除										
12	大村市	長崎県 (農村振興局)	大村海岸日泊地区(大村市 日泊郷美野628~半崎452)	護岸		983m	—	—	—	大村市日泊郷 の一部	農地		
13	諫早市	長崎県 (農村振興局)	多良見海岸大草地区(諫早 市多良見町大草東園名下 東園又167~大草野副名大 佐古1236)	護岸		745m	—	—	—	諫早市多良見 町の一部	農地		
14	諫早市	長崎県 (農村振興局)	多良見海岸鹿島地区(諫早 市多良見町船津郷字鹿島 1920-3)	護岸		616m	—	—	—	諫早市多良見 町の一部	農地		
15	諫早市	長崎県 (農村振興局)	多良見海岸佐瀬地区(諫早 市多良見町佐瀬郷字下須 ノ瀬818~字前浦833)	護岸		808m	—	—	—	諫早市多良見 町の一部	農地		
				突堤		1基 80m	—	—	—	諫早市多良見 町の一部	農地		
				消波工		210m	—	—	—	諫早市多良見 町の一部	農地		
16	諫早市	長崎県 (農村振興局)	多良見海岸佐瀬地区(諫早 市多良見町佐瀬郷字下り 松2~字草木田25)	護岸		700m	—	—	—	諫早市多良見 町の一部	農地	<ul style="list-style-type: none"> ・堤防・護岸 施設の損傷・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・突堤・離岸堤 波浪による堤体全面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・水門 定期的に点検を行ない、設備の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 	
				突堤		2基	—	—	—	諫早市多良見 町の一部	農地		
17	時津町	長崎県 (農村振興局)	時津海岸西時津地区(西彼 杵郡時津町西時津郷字幸 下1321~1347)	護岸		235.5m	—	—	—	西彼杵郡時津 町の一部	農地		
18	時津町	長崎県 (農村振興局)	時津海岸日並地区(西彼杵 郡時津町日並郷字鷹島464 ~字綱代633)	護岸		510m	—	—	—	西彼杵郡時津 町の一部	農地	<ul style="list-style-type: none"> ・堤防・護岸 施設の損傷・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・突堤・離岸堤 波浪による堤体全面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・水門 定期的に点検を行ない、設備の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 	
				突堤		4基 40m	—	—	—	西彼杵郡時津 町の一部	農地		
19	時津町	長崎県 (農村振興局)	時津海岸子々川郷地区(西 彼杵郡時津町子々川郷字 赤崎1155-1~字田浦 1125)	護岸		219m	—	—	—	西彼杵郡時津 町の一部	農地		

※:老朽化に伴い改良工事を実施する可能性がある海岸保全施設

表—3.4

区域番号	市町村名	海岸管理者 (所管)	区域	種類	新設「○」 改良「○」	規模(現況)		規模(計画)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名・地区海岸名 (地先)			延長等	天端高 (T.P.m)	延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況	
20	時津町	長崎県 (農村振興局)	時津海岸子々川郷地区(西彼杵郡時津町子々川郷字前島957-1~957-15)	護岸		384m	—	—	—	西彼杵郡時津町の一部	農地	・堤防・護岸 施設の損傷・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
21	長崎市	長崎県 (農村振興局)	琴海海岸戸根郷地区(長崎市琴海町戸根郷字脇崎96-1~字群瀬305)	護岸		1402m	—	—	—	長崎市琴海町の一部	農地	・堤防・護岸 施設の損傷・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
				堤防		50m	—	—	—	長崎市琴海町の一部	農地	・突堤・離岸堤 波浪による堤体全面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
				突堤		4基	—	—	—	—	—	・突堤・離岸堤 波浪による堤体全面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
				離岸堤		80m	—	—	—	—	—	・水門 定期的に点検を行ない、設備の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
22	長崎市	長崎県 (農村振興局)	琴海海岸長浦郷地区(長崎市琴海町長浦郷字先場930~字大瀬978)	護岸		465m	—	—	—	長崎市琴海町の一部	農地	・水門 定期的に点検を行ない、設備の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
23	長崎市	長崎県 (農村振興局)	琴海海岸尾戸地区(長崎市琴海町尾戸郷字岩津2624~字外名串2443)	護岸		855m	—	—	—	長崎市琴海町の一部	農地	・水門 定期的に点検を行ない、設備の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
24	長崎市	長崎県 (農村振興局)	琴海海岸尾戸地区(長崎市琴海町尾戸郷字外名串2436~字名串鼻2426)	護岸		163.5m	—	—	—	長崎市琴海町の一部	農地	・水門 定期的に点検を行ない、設備の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
25	長崎市	長崎県 (農村振興局)	琴海海岸尾戸地区(長崎市琴海町尾戸郷字下松尾1565-1~字外名串2410)	護岸		1721m	—	—	—	長崎市琴海町の一部	農地	・水門 定期的に点検を行ない、設備の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
				堤防		90m	—	—	—	長崎市琴海町の一部	農地	・水門 定期的に点検を行ない、設備の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
				樋管		2基	—	—	—	—	—	・水門 定期的に点検を行ない、設備の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
				潮遊地		1力所	—	—	—	—	—	・水門 定期的に点検を行ない、設備の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
26	長崎市	長崎県 (農村振興局)	琴海海岸尾戸地区(長崎市琴海町尾戸郷字下入道1034~字スボリ953)	護岸		732m	—	—	—	長崎市琴海町の一部	農地	・水門 定期的に点検を行ない、設備の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
27	長崎市	長崎県 (農村振興局)	琴海海岸尾戸地区(長崎市琴海町尾戸郷字松ノ平1451~字下松尾1546)	護岸		360m	—	—	—	長崎市琴海町の一部	農地	・水門 定期的に点検を行ない、設備の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
28	長崎市	長崎県 (農村振興局)	琴海海岸長浦郷(長崎市琴海町長浦郷字芦ノ浦203~字先網代35)	護岸		477m	—	—	—	長崎市琴海町の一部	農地	・水門 定期的に点検を行ない、設備の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。

※:老朽化に伴い改良工事を実施する可能性がある海岸保全施設

表—3.4

区域番号	市町村名	海岸管理者 (所管)	区域 海岸名・地区海岸名 (地先)	種類	新設 「○」 改良 「○」	規模(現況)		規模(計画)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
						延長等	天端高 (T.P.m)	延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況	
29	長崎市	長崎県 (農村振興局)	琴海海岸長浦郷(長崎市琴海町長浦郷字白頭299)	護岸		78m	—	—	—	長崎市琴海町 の一部	農地	・堤防・護岸 施設の損傷・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
30	長崎市	長崎県 (農村振興局)	琴海海岸尾戸地区(長崎市琴海町尾戸郷字網ヶ浦1935~字浦底平2900)	護岸		235m	—	—	—	長崎市琴海町 の一部	農地	・突堤・離岸堤 波浪による堤体全面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
				堤防		60m	—	—	—	長崎市琴海町 の一部	農地	・水門 定期的に点検を行ない、設備の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
				突堤		1基	—	—	—	—	—	・水門 定期的に点検を行ない、設備の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
				樋管		1基	—	—	—	—	—	・水門 定期的に点検を行ない、設備の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
31	長崎市	長崎県 (農村振興局)	琴海海岸尾戸地区(長崎市琴海町尾戸郷字矢別2945~字浅ノ浦2913)	護岸		145m	—	—	—	長崎市琴海町 の一部	農地	・水門 定期的に点検を行ない、設備の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
32	長崎市	長崎県 (農村振興局)	琴海海岸尾戸地区(長崎市琴海町尾戸郷字矢別2950~字高岳3064)	護岸		170m	—	—	—	長崎市琴海町 の一部	農地	・水門 定期的に点検を行ない、設備の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
				堤防		75m	—	—	—	長崎市琴海町 の一部	農地	・水門 定期的に点検を行ない、設備の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
				樋管		1基	—	—	—	—	—	・水門 定期的に点検を行ない、設備の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
				潮遊地		1力所	—	—	—	—	—	・水門 定期的に点検を行ない、設備の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
33	長崎市	長崎県 (農村振興局)	琴海海岸大平地区(長崎市琴海町尾戸郷字高岳3066~大平郷人形瀬2)	堤防		248m	—	—	—	長崎市琴海町 の一部	農地	・水門 定期的に点検を行ない、設備の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
				護岸		627m	—	—	—	長崎市琴海町 の一部	農地	・水門 定期的に点検を行ない、設備の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
34	長崎市	長崎県 (農村振興局)	琴海海岸大平地区(長崎市琴海町大平郷字横瀬317~字人形瀬10)	護岸		502m	—	—	—	長崎市琴海町 の一部	農地	・水門 定期的に点検を行ない、設備の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
35	長崎市	長崎県 (農村振興局)	琴海海岸大平地区(長崎市琴海町大平郷字横瀬320~字馬垣525)	堤防		40m	—	—	—	長崎市琴海町 の一部	農地	・水門 定期的に点検を行ない、設備の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
				護岸		400m	—	—	—	長崎市琴海町 の一部	農地	・水門 定期的に点検を行ない、設備の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
				潮遊地		1力所	—	—	—	—	—	・水門 定期的に点検を行ない、設備の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。

※:老朽化に伴い改良工事を実施する可能性がある海岸保全施設

表—3.4

区域番号	市町村名	海岸管理者 (所管)	区域	種類	新設「○」 改良「○」	規模(現況)		規模(計画)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名・地区海岸名 (地先)			延長等	天端高 (T.P.m)	延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況	
36	西海市	長崎県 (農村振興局)	西彼海岸風早地区(西海市西彼町風早郷字高辻1271～字琵琶の首1524)	護岸		1281m	—	—	—	西海市西彼町 の一部	農地	・堤防・護岸 施設の損傷・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・突堤・離岸堤 波浪による堤体全面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・水門 定期的に点検を行ない、設備の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
37	西海市	長崎県 (農村振興局)	西彼海岸風早地区(西海市西彼町風早郷字池1132～1177)	護岸		338m	—	—	—	西海市西彼町 の一部	農地	
38	西海市	長崎県 (農村振興局)	西彼海岸亀浦地区(西海市西彼町亀浦郷字田島3-4～字田島18-24)	護岸		421m	—	—	—	西海市西彼町 の一部	農地	
39	西海市	長崎県 (農村振興局)	西彼海岸亀浦地区(西海市西彼町亀浦郷字御祭21～字後田340、339-1)	護岸		320m	—	—	—	西海市西彼町 の一部	農地	
40	西海市	長崎県 (農村振興局)	亀岳海岸宮ノ浦地区(西海市西彼町宮ノ浦郷字馬刃潟2006～23)	護岸		300m	—	—	—	西海市西彼町 の一部	農地	
41	西海市	長崎県 (農村振興局)	亀岳海岸亀浦地区(西海市西彼町亀浦郷字江崎1695～馬刃潟2005)	護岸		635m	—	—	—	西海市西彼町 の一部	農地	
42	西海市	長崎県 (農村振興局)	亀岳海岸宮浦地区(西海市西彼町宮の浦郷字宮ノ浦1226～字江崎1694)	護岸		380m	—	—	—	西海市西彼町 の一部	農地	
				堤防		380m	—	—	—	西海市西彼町 の一部	農地	
43	西海市	長崎県 (農村振興局)	西彼海岸白崎地区(西海市西彼町白崎郷字藤崎1-口～母衣崎553-1)	護岸		1067m	—	—	—	西海市西彼町 の一部	農地	
				突堤		50m	—	—	—	—	—	
44	西海市	長崎県 (農村振興局)	亀岳海岸白崎地区(西海市西彼町白崎郷字母衣崎576～今綱代639)	護岸		186m	—	—	—	西海市西彼町 の一部	農地	
45	西海市	長崎県 (農村振興局)	西彼海岸下岳地区(西海市西彼町下岳郷字下河内772-3～字新大新田928-2)	護岸		364.6m	—	—	—	西海市西彼町 の一部	農地	
				樋門		2門	—	—	—	—	—	
46	西海市	長崎県 (農村振興局)	西彼海岸鳥加地区(西海市西彼町鳥加郷字建岩2424～字平島2373)	護岸		596m	—	—	—	西海市西彼町 の一部	農地	

※:老朽化に伴い改良工事を実施する可能性がある海岸保全施設

表—3.4

区域番号	市町村名	海岸管理者 (所管)	区域	種類	新設「○」 改良「○」	規模(現況)		規模(計画)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名・地区海岸名 (地先)			延長等	天端高 (T.P.m)	延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況	
47	西海市	長崎県 (農村振興局)	西彼海岸鳥加地区(西海市西彼町鳥加郷字ユルクワ浦2128-12~字持水2184)	護岸		526m	—	—	—	西海市西彼町 の一部	農地	<ul style="list-style-type: none"> ・堤防・護岸 施設の損傷・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
48	西海市	長崎県 (農村振興局)	大串海岸鳥加地区(西海市西彼町鳥加郷字ヘユソ先1744~字京崎2092)	護岸		1075m	—	—	—	西海市西彼町 の一部	農地	
				樋門		1基	—	—	—	—	—	
49	西海市	長崎県 (農村振興局)	大串海岸鳥加地区(西海市西彼町鳥加郷字宝崎54~34)	護岸		231m	—	—	—	西海市西彼町 の一部	農地	<ul style="list-style-type: none"> ・突堤・離岸堤 波浪による堤体全面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
50	西海市	長崎県 (農村振興局)	大串海岸綱代地区(西海市西彼町大串郷字三島西平1921~1954)	護岸		568m	—	—	—	西海市西彼町 の一部	農地	
				突堤		1基 35m	—	—	—	—	—	
51	西海市	長崎県 (農村振興局)	大串海岸綱代地区(西海市西彼町大串郷竹島2158-8~2115-2)	護岸		349m	—	—	—	西海市西彼町 の一部	—	<ul style="list-style-type: none"> ・水門 定期的に点検を行ない、設備の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
				突堤		1基 60m	—	—	—	—	—	
52	西海市	長崎県 (農村振興局)	大串海岸綱代地区(西海市西彼町大串郷前島2161-49~2161-61)	護岸		542m	—	—	—	西海市西彼町 の一部	農地	<ul style="list-style-type: none"> ・水門 定期的に点検を行ない、設備の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
53	西海市	長崎県 (農村振興局)	大串海岸平山地区(西海市西彼町平山郷毛屋島2371-1~綿打湾2320-1)	護岸		583m	—	—	—	西海市西彼町 の一部	農地	
54	西海市	長崎県 (農村振興局)	西彼海岸大串地区(西海市西彼町大串郷字立岩163-3~201-2)	護岸		437m	—	—	—	西海市西彼町 の一部	農地	
55	西海市	長崎県 (農村振興局)	大串海岸小迎地区(西海市西彼町小迎郷字笹の岳3530~字大子3619)	護岸		451m	—	—	—	西海市西彼町 の一部	農地	
56	西海市	長崎県 (農村振興局)	大串海岸小迎地区(西海市西彼町小迎郷字松崎404-2~字赤水360)	護岸		400m	—	—	—	西海市西彼町 の一部	農地	

※:老朽化に伴い改良工事を実施する可能性がある海岸保全施設

表—3.4

区域番号	市町村名	海岸管理者 (所管)	区域 海岸名・地区海岸名 (地先)	種類	新設「○」 改良「○」	規模(現況)		規模(計画)		受益の地域 及びその状況	維持又は修繕の方法
						延長等	天端高 (T.P.m)	延長等	天端高 (T.P.m)		
1	佐世保市	佐世保市 (水産庁)	針尾漁港海岸 崎針尾地区 (佐世保市針尾東町地先)	護岸		96m	1.60			佐世保市針尾東町の一部	宅地 道路
2	佐世保市	佐世保市 (水産庁)	久津漁港海岸 (久津地区)西泊地区 (佐世保市宮津町地先)	護岸		614m	1.40			佐世保市宮津町の一部	宅地 農地 道路
				突堤		1基 20m	2.10			佐世保市宮津町の一部	
			久津漁港海岸 (久津地区)イボ石地区 (佐世保市宮津町地先)	護岸		878m	1.40			佐世保市宮津町の一部	宅地 農地 道路
3	川棚町	川棚町 (水産庁)	川棚西部漁港海岸 小串浜地区 (川棚町小串地先)	護岸		258m	+3.0m	—	—	川棚町小串郷の一部	宅地
4	川棚町	川棚町 (水産庁)	川棚西部漁港海岸 三越地区 (川棚町三越郷地先)	護岸	○	1,055m	+1.5m ～+3.5m	1,045m	+1.5m ～+3.5m	川棚町三越郷の一部	宅地 道路
				離岸堤	○	1基 160m	+1.8m	1基 160m	—	—	
5	東彼杵町	東彼杵町 (水産庁)	東彼杵漁港海岸 大音琴地区 (東彼杵町大音琴郷浦地先)	護岸		327.7m	3.1	—	—	東彼杵町大音琴郷の一部	宅地 道路 公園
6	東彼杵町	東彼杵町 (水産庁)	東彼杵漁港海岸 千綿宿地区 (東彼杵町千綿宿郷西宿地先)	護岸	○	49.0m	3.5	49.0m	3.5	東彼杵町千綿宿郷の一部	宅地
7	大村市	大村市 (水産庁)	松原漁港海岸 松原地区 (大村市松原浦地先)	護岸		847m	1.3m～3.5m	—	—	大村市松原本町、松原2丁目の一部	宅地 道路
	大村市	大村市 (水産庁)	松原漁港海岸 松原地区 (大村市裸島地先)	消波工		105m	2.5m	—	—	大村市松原2丁目の一部	

※:老朽化に伴い改良工事を実施する可能性がある海岸保全施設

表—3.4

区域番号	市町村名	海岸管理者 (所管)	区域 海岸名・地区海岸名 (地先)	種類	新設 「○」 改良 「○」	規模(現況)		規模(計画)		受益の地域 及びその状況	維持又は修繕の方法
						延長等	天端高 (T.P.m)	延長等	天端高 (T.P.m)		
8	大村市	大村市 (水産庁)	東浦漁港海岸 (東浦地区) 前舟津地区 (大村市前舟津地先)	護岸	○	470m	3.0m	514m	3.0m	大村市久原1 丁目の一部	宅地 道路
				離岸堤	○	2基 160m	2.4m	3基 220m	2.4m～2.5m	—	
			東浦漁港海岸 (東浦地区) 東浦地区 (東浦地区) 東浦地区 (東浦地区)	護岸		277.3m	1.5～1.6m	—	—	大村市久原1 丁目の一部	神社 境内
			喜々津漁港海岸 喜々津地区 (諫早市多良見町木床地先)	護岸		569m	3.0m	—	—	大村市久原1 丁目の一部	宅地 道路
9	諫早市	諫早市 (水産庁)	喜々津漁港海岸 喜々津地区 (諫早市多良見町木床地先)	護岸		358.0m	+1.7m	—	—	諫早市 多良見町 木床 の一部	宅地
10	諫早市	諫早市 (水産庁)	伊木力漁港海岸 元釜地区 (諫早市多良見町舟津地先)	護岸		167.0m	+2.25m	—	—	諫早市 多良見町 舟津 の一部	宅地
11	時津町	時津町 (水産庁)	子々川漁港海岸 子々川地区 (時津町子々川郷地先)	護岸		504.4m	3.0	—	—	時津町 子々川郷 の一部	山林 農地
				護岸		462.2m	1.4			時津町 子々川郷 の一部	
				離岸堤		2基 110.6m	—	—	—	—	
12	西海市	西海市	白浜漁港海岸 白浜地区 (西海市西彼町 八木原地先)	—	—	—	—	—	—	—	—

※:老朽化に伴い改良工事を実施する可能性がある海岸保全施設